

平成 24 年 7 月 1 日

## 社会福祉法人 梨雲福社会 行動計画（第 3 回）

- 1 計画期間 平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日までの 2 年間
- 2 目標  
計画期間内に 育児休業者代替要員を再度確立し、育児休業後の短時間勤務、子の看護のための休暇規定等の職員への周知を図る

### < 対策 >

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 平成 24 年 9 月～  | 他社の事例調査               |
| 平成 24 年 10 月～ | 育児休業者代替要員等の具体的な内容案の作成 |
| 平成 24 年 11 月～ | 内容案についての従業員代表の意見聴取    |
| 平成 25 年 2 月～  | 内容の確定                 |
| 平成 25 年 3 月～  | 従業員に対する周知             |